支障木伐採業務委託（国道１６２号京北細野風呂ヶ谷）仕様書

１　事業名

支障木伐採業務委託（国道１６２号京北細野風呂ヶ谷）

２　業務の目的

国道１６２号脇の法面において、道路側に倒れる可能性のある枯損木があることから、事故や交通寸断を未然に防ぐため伐採を行うものである。

３　履行期間

契約締結の日から令和７年６月２７日（金）まで

４　履行場所

国道１６２号　京都市右京区京北細野風呂ヶ谷地内（別紙箇所図・詳細図参照）

５　業務範囲

別紙「箇所図・詳細図及び写真」の業務範囲

６　業務内容

樹木１本の伐採（別紙の写真参照。幹回り約１２０ｃｍ、樹高約１２ｍ）を行う。

ただし、伐採にあたって伐根は行わない。また、撤去した幹・枝葉等については、交通の支障のないように高さ０．５ｍ以下までに切断したうえで、適切に伐採材を処分する。

剪定・伐採した幹、枝葉等は適切に運搬・処分する。

７　見積項目

支障木伐採、交通誘導員、運搬・処分費

８　支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

９　特記事項

・ 作業に要する労務費、交通誘導、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
・ 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
・ 作業にあたっては通行車両等の安全に十分配慮し、適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受注者において取得すること。
・ 作業実施者の安全管理については、受注者の責任においておこなうこと。
・ 実施予定日が確定次第、受注者から発注者へその旨の報告を行うこと。
・ 作業実施の１週間前を目途に前後 100m 程度に作業の予告看板を設置すること。看板は飛散しないよう固定をする。
・ 作業時間は原則として平日の午前９時から午後５時の間とする。
・ 対象となる支障木付近には道路照明灯とその引込線があり、作業で損傷しないよう十分に注意を払うこと。
・ 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

別 紙

京北管内全体図

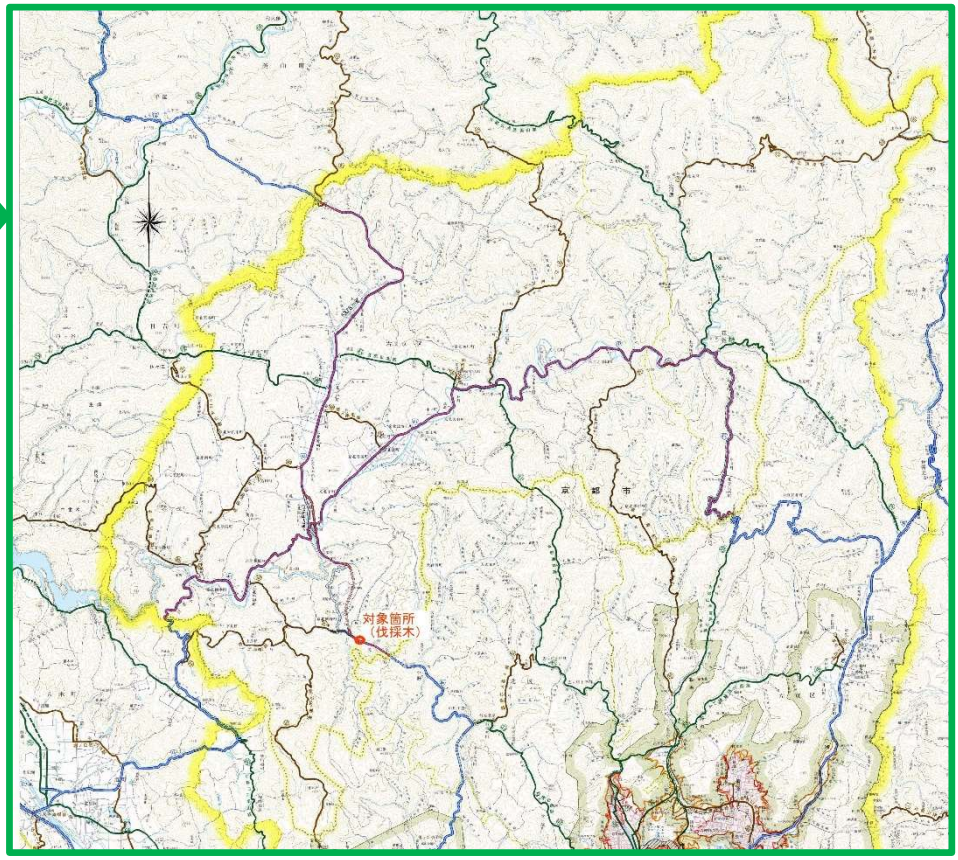

詳細図

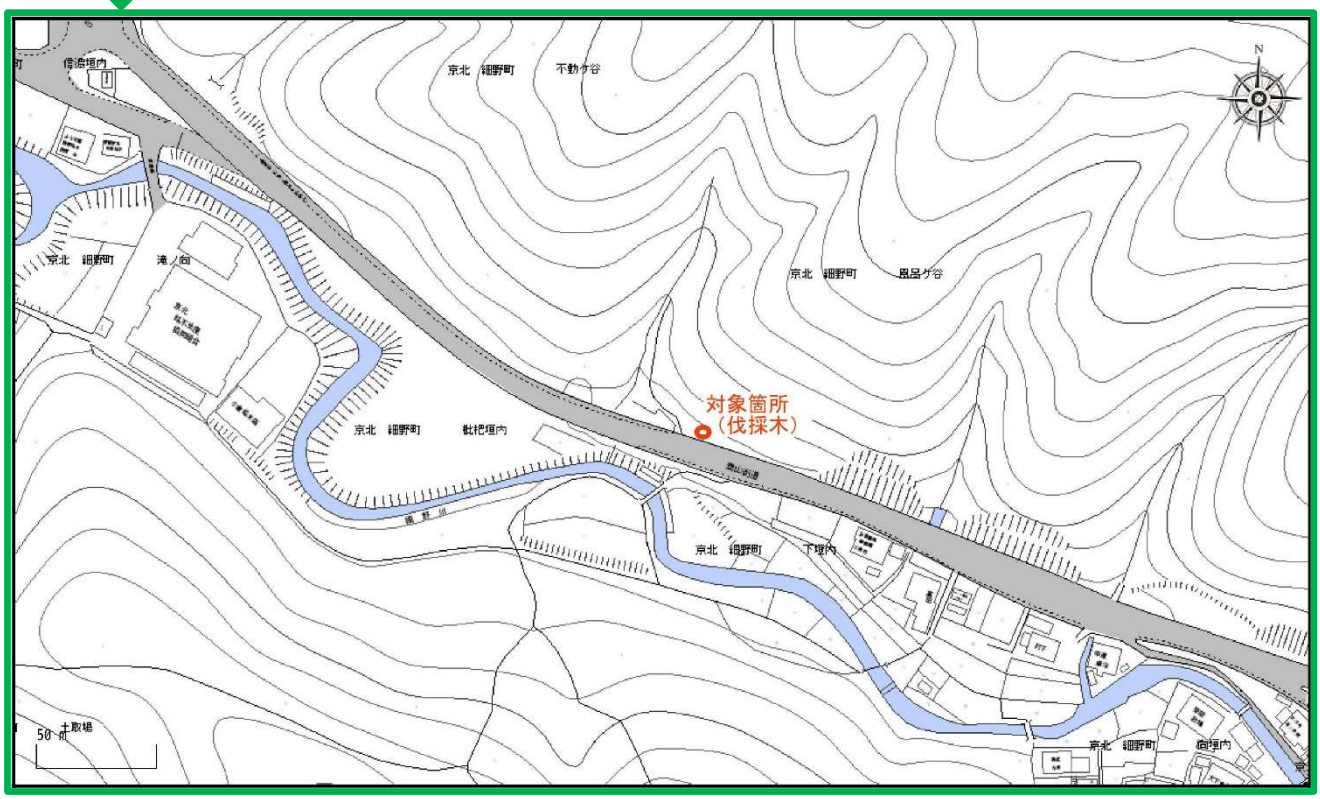

対象樹木
幹周120cm
樹高約12m
道路照明灯とその引込線があるため
引っ掛けてしまわないよう注意する
162
←高雄
周山→

対象樹木
周山→
162
高雄→